

(4) 日本分析化学会北海道支部表彰規定

1. 日本分析化学会北海道支部に「北海道分析化学賞」、「北海道分析化学奨励賞」および「北海道分析化学功労賞」を置く。
2. 「北海道分析化学賞」は日本分析化学会北海道支部会員のうち分析化学の進歩に寄与すること顕著な研究を発表し、将来の発展を期待し得るものに授与する。ただし、受賞者は北海道支部において継続3年以上の会員歴を持ち、受賞暦年度の4月1日において満50歳未満の者とする。
3. 「北海道分析化学奨励賞」は日本分析化学会北海道支部会員のうち分析化学の進歩に寄与すること顕著な研究を発表し、将来の発展が期待される若手の研究者に対して授与する。ただし、受賞者は北海道支部において継続1年以上の会員歴をもち、受賞暦年度の4月1日において満33歳未満の者とする。
4. 「北海道分析化学功労賞」は支部会員に限らず北海道における分析化学の進歩ならびに北海道支部の運営や発展に著しく貢献した者に授与する。
5. 「北海道分析化学賞」および「北海道分析化学奨励賞」は原則として毎年各1件とし、「北海道分析化学功労賞」については該当者のある場合にこれを授与する。
6. 「北海道分析化学賞」および「北海道分析化学功労賞」受賞者には賞状ならびにメダルを贈呈し、「北海道分析化学奨励賞」受賞者には賞状並びに盾および副賞を贈呈する。表彰は北海道支部冬季研究発表会と同時期に行い、「北海道分析化学賞」及び「北海道分析化学奨励賞」の受賞者は原則として受賞講演を行うものとする。
7. 「北海道分析化学賞」、「北海道分析化学奨励賞」および「北海道分析化学功労賞」の選考に関しては北海道分析化学賞選考委員会がこれに当たる。選考委員は当該年度の支部長が次期支部長ならびに支部長経験者の中から数名を委嘱するものとする。
8. 日本分析化学会北海道支部会員は「北海道分析化学賞」、「北海道分析化学奨励賞」および「北海道分析化学功労賞」受賞候補者を支部長に推薦できる。ただし、推薦受付期間は10月16日から10月31日までとする。

付則

1. この規定は平成11年2月26日より施行する。これに伴い、昭和59年10月5日より施行の「北海道分析化学賞規定 (I)」および平成元年10月14日より施行の「北海道分析化学奨励賞表彰規定(II)」は廃止する。
2. この規定は平成15年3月より施行する。

推薦に際して提出する書類

1. 履歴書（様式自由）
2. 研究業績目録（様式自由）
3. 推薦書等（様式自由）